

# 答 申 書

平成28年9月1日

浜松市行政経営諮問会議

# 浜松市行政経営諮問会議 答申書

## 目 次

I	医療・保健・福祉及び子育て支援について	1
1	背景	1
2	市の現状	2
3	市の主な取り組み	3
4	課題	6
5	答申	9
II	行政経営計画について	14
1	経緯	14
2	現状、市の取り組み	14
3	課題	15
4	答申	18
III	これまでの答申と市の取り組み	20
IV	結びに代えて	22
V	資料	23



## I 医療・保健・福祉及び子育て支援について

### 1 背景

平成 27 年 10 月現在の全国における保育所等の待機児童<sup>1</sup>数は 45,315 人（放課後児童健全育成事業の利用者除く）であり、前年比 2,131 人の増加となった<sup>2</sup>。少子化が進む一方、共働き世帯の増加や、潜在的な保育需要に対して、施設の定員拡大による供給が追いつかず、依然として待機児童問題は解消されていない。

国は、昨年度「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」）を施行し、認定こども園<sup>3</sup>の普及、放課後児童健全育成事業の対象拡大等、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充と質の向上に取り組んでいる。また、平成 25 年度に策定した「待機児童解消加速化プラン」の保育受け皿確保の数値目標を、本年 1 月に 40 万人から 50 万人に拡大するなど、待機児童解消を緊急課題と位置付けている。

子育て支援における待機児童解消という差し迫った課題への対応とともに、深刻な超高齢社会に伴う問題にも対応していかなければならない。

平成 27 年 10 月 1 日実施の国勢調査の速報値によると、総人口は 1 億 2,711 万人となり、大正 9 年の調査開始以来、初めての減少となった。しかし、65 歳以上人口は 3,342 万人となり、その割合は過去最高の 26.7%（総人口から年齢「不詳」除く）となった。国立社会保障・人口問題研究所によると、65 歳以上人口のピークは平成 54 年の 3,878 万人、割合は平成 72 年に 39.9%に達すると推計されており、今後も高齢化が一層進むことが予想されている<sup>4</sup>。

また、人口減少・超高齢社会においては、大幅な税収の増加が見込めない中で、社会保障費は増大していく。平成 37 年度の社会保障給付費は、平成 27 年度比 29.1 兆円増の 148.9 兆円と見込まれており<sup>5</sup>、厳しい財政状況の中で増加する社会保障費をまかなわなければならない構図である。さらに、本年 6 月には、増税分は社会保障の充実・安定化に充てるとされていた平成 29 年 4 月の消費増税が 2 年半延期されることが決まり、状況は一層深刻となった。

こうした社会情勢を踏まえ、当諮問会議に「人口減少社会における主要政策の方向性に関すること」が諮問された。本クールのテーマである、医療・保健・福祉及び子

<sup>1</sup> 保育の必要性を有し保育所等へ入所申請をしているが、定員超過等により入所できない児童（認可外保育所利用者、特定の保育所を希望している者等を除く）。また、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生で放課後児童健全育成事業（本市においては「放課後児童会」）の利用申請をしたが、定員超過等により利用できなかった児童のうち待機の申し込みをした者

<sup>2</sup> 厚生労働省「平成 27 年 4 月の保育園等の待機児童数とその後（平成 27 年 10 月時点）の状況について」（平成 28 年 3 月 28 日報道発表資料）

<sup>3</sup> 保護者の就労にかかわらず受け入れを行い、教育・保育を一体的に提供する施設

<sup>4</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（出生中位・死亡中位）（平成 24 年 1 月推計）

<sup>5</sup> 厚生労働省「社会保障に係る費用の将来推計」（H24.3 改定）



育て支援に関する諸施策は、市民の日常生活に密接に関わる分野であり、それが重要であることはいうまでもない。しかし、今後限られる財源の中で、必要なサービス水準を維持しながら持続可能な都市経営を実現していくためには、これまで以上に、存廃を含めた大胆な事務事業の見直しが求められる。

本クールのテーマは広範囲にわたる。

その中で、当諮問会議は、高齢者医療、介護給付等、超高齢社会に深く関わる高齢者対策を中心とした福祉について、重点的に審議した。

また、子育て支援は、将来を担う子供のための重要な施策であり、市が昨年度策定した総合戦略においても大きな柱となっている。こうしたことから、当諮問会議は子育て支援について、特に待機児童問題に主眼を置いて審議を重ねた。

## 2 市の現状

### (1) 医療・保健・福祉

#### ① 高齢化の進展

昨年実施の国勢調査の速報値によると、市の総人口に占める老年（65歳以上）人口は20万9,800人であり、その割合は26.6%と、ほぼ全国並みの水準である。

「浜松市の将来推計人口」（平成25年3月推計）によると、同人口のピークは平成52年の25万3,512人（36.5%）となっており、今後も高齢化が進むと予測されている。

#### ② 高齢化の影響

市の要支援・要介護認定者数は、平成26年10月1日現在で3万3,440人、認定出現率<sup>6</sup>は16.1%であった。市は、今後の高齢者の増加に伴い、要介護1の軽度の認定者を中心に増加し、平成37年には4万2,720人、認定出現率は18.9%に達すると見込んでいる。また、市における特別養護老人ホームの入所待機者数は、平成27年8月1日時点の2,454人から減少したものの、本年1月1日現在で依然1,871人となっている。

また、生活保護受給世帯数・人員数は、今年度末におよそ6,000世帯・8,000人となる見込みであり、市は平成37年度まで同水準で推移すると予測している。市における平成26年度の人口千人に対する生活保護受給者数は9.5人であり、他の政令指定都市に比べ非常に低いものの、内訳として単身高齢者世帯が増加することに伴い、医療扶助費及び介護扶助費が増加し、生活保護扶助事業費は微増すると見込まれている。

市の扶助費<sup>7</sup>は、平成19年度の338億円から平成26年度には605億円と、およ

<sup>6</sup> 第1号被保険者（65歳以上）のうち、要支援・要介護者の占める割合（高齢者人口に対する割合を把握するため、本書においては第2号被保険者を除く）

<sup>7</sup> 社会保障を必要とする人へのサービスや給付等



そ 1.8 倍に膨らんでいるが<sup>8</sup>、今後の高齢化の進展は、医療・介護・生活保護扶助・障害者支援等、福祉全般のさらなる事業費増加につながるものと見込まれている。

## (2) 子育て支援

### ① 少子化の進展

昨年実施の国勢調査の速報値によると、市の総人口に占める年少（0～14 歳）人口は 10 万 7,600 人であり、その割合は 13.6%であった。平成 22 年の同調査と比較し、およそ 5,000 人、割合にして 0.5%の減少となった。

昨年、市の合計特殊出生率が 1.49 となり、5 年ぶりに上昇した。しかし、「浜松市の将来推計人口」（平成 25 年 3 月推計）によると、同人口は平成 57 年には 7 万 2,506 人（10.9%）となっており、少子化は一層進むと見込まれている。

### ② 保育所等における待機児童

本年 4 月 1 日現在の、認定こども園や保育所等の待機児童数は 214 人であった。市は、定員を昨年度比 1,510 人増の 1 万 2,711 人に拡大し、待機児童数は昨年度の 407 人からほぼ半減となったものの、依然として県内最多となっている。特に 2 歳児以下がほとんどであり、割合は全体の 95%である。

なお、待機児童数のうち、多くが市の周辺部に立地する市立保育所分については 13 人となっている。また、全定員における割合は低いものの、地域型保育事業（表 1、表 4）は昨年度の 1 次受付において、全市で 184 人の募集に対して申込は 88 人と、申込数が募集数を下回っていた。

また、本年 5 月 1 日現在の市立幼稚園の入園状況を見ると、およそ 8,000 人の定員に対し園児数は 3,600 人程度と、大幅な定員割れとなっている。

### ③ 放課後児童会

新制度により、放課後児童会の対象児童は小学 3 年生までから 6 年生までに拡大された。この影響もあり、本年 5 月 1 日現在の定員 5,713 人に対し待機児童数は 377 人と、昨年度比 66 人の増加となった。

## 3 市の主な取り組み

### (1) 医療・保健・福祉

#### ① 地域包括ケアシステムづくりの推進

昨年 3 月、市は高齢者福祉の基本計画として「はままつ友愛の高齢者プラン」（以下、「高齢者プラン」）を策定し、これに基づいた施策を進めている。

高齢者プランの重点施策の一つとして「地域包括ケアシステム<sup>9</sup>づくりの推進」

<sup>8</sup> 「浜松市の財政のすがた～平成 26 年度決算の状況～」

<sup>9</sup> 高齢者が重度の要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で自立した暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の必要なサービスを切れ目なく一体的に提供する仕組み（図 1）



が示されている。国はこのシステムについて、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年を目途に構築するよう求めている。

これに関連し、市は特別養護老人ホームの入所待機者のうち、在宅で要介護 4・5の方を平成 30 年度までに解消するため、計画的な施設整備を行っている。また、健康寿命延伸のための新たな介護予防事業として、ロコモーショントレーニング<sup>10</sup>の普及等に取り組んでいる。

## ② 高齢者の社会参加の推進

高齢者プランにおけるその他の重点施策として、市は「ささえあいポイント事業」の展開等、高齢者の社会参加の推進に取り組んでいる。同事業の対象は 65 歳以上の市民で、介護サービス事業所やひとり暮らし高齢者宅で話し相手をするなどのボランティア活動に対して、換金可能なポイントを付与するというものである。

## ③ 市単独高齢者向け大型給付事業の見直し

市は今後の高齢者福祉施策のあり方について、より支援を必要とする要介護者対策に重点的に取り組むとし、その財源確保のため、市単独高齢者向け大型給付事業の見直しを進めている。バス・タクシー券等については、廃止を前提とした交付単価の引き下げ、敬老祝金・祝品については、対象年齢を限定し、単価を引き下げるとしている。敬老会の補助については、関係機関等との調整を行っている。(表 2)

## ④ 老人福祉センター等高齢者福祉施設の見直し

本年 3 月に市が策定した「公共施設等総合管理計画」によると、老人福祉センター等高齢者福祉施設(表 3)について、利用実態を踏まえつつ、公共サービスとしての必要性を明確にした上で、原則として、民間移管、統廃合、他施設との複合化、他の公共・民間施設の活用等を検討するとしている。

なお、市は一部の福祉施設について、既に民間移管、民営化を進めている。

## ⑤ 生活困窮者の自立支援

市は生活困窮者に対し、自立相談支援、就労準備支援、住居確保給付金支給の各事業により、生活保護に至らないための総合的な自立支援を行っている。新規相談支援実人数は、平成 27 年度が 426 人、平成 28 年度(見込み)が 480 人となっている。

また、昨年 3 月に静岡労働局と「浜松市雇用対策協定」を締結し、市による生活支援、国による職業相談・職業紹介を一体的に実施するなど、ハローワークと連携した就労支援を行っている。

<sup>10</sup> ロコモティブシンドローム(運動器の働きが衰え、介護の必要度が高まる状態)予防のための、開眼片足立ちやスクワット等のトレーニング



## (2) 子育て支援

### ① 保育所等における待機児童解消

平成 27 年 3 月、市は「浜松市子ども・若者支援プラン」（以下、「支援プラン」）を策定した。これは、同年 4 月に施行される新制度を見据えた総合的なプランとなっている。

市は待機児童解消に向け、国の動向も踏まえ、支援プランを 1 年前倒しし、主に私立認定こども園・保育所の創設といった施設整備を進めるとともに、地域型保育事業を実施するとしている。

これらの取り組みによる定員の増加分に、認証保育所<sup>11</sup>の定員 878 人（平成 28 年 4 月 1 日現在）を加え、市は平成 31 年 4 月に待機児童を解消することを目標としている。（図 2、表 4）

### ② 保育環境の向上

市立保育所の 1 歳児と 2 歳児について、市は独自の施策として国の基準を上回る保育士を配置している。国の基準では両歳児とも 6 人に 1 人の保育士となっているが、1 歳児は 4 人に 1 人、2 歳児は 5 人に 1 人を配置している。

また、私立保育所等に対し、障害児の保育に要する経費や、職員配置基準を超えて雇用した保育士に要する経費等を対象に、市は単独の補助を行っている。

### ③ 企業主導型保育事業の周知と活用の促進

今年度から新たに国が主体となって推進する企業主導型保育事業について、市は周知と活用の促進に取り組んでいる。この事業は、事業所内保育事業を主軸とし、自治体の計画とは別枠で整備可能でありながら、認可保育所に準じた助成（運営費・施設整備費）を受けられるものである。また、複数の企業による共同設置・利用が可能であり、夜間や休日等、多様な就労形態に対応できるもので、保育サービスの拡大により仕事と子育ての両立を目的としている。

### ④ 保育士確保

施設整備で保育の受入枠が増加することに伴い、市は並行して保育士の確保にも取り組むとしている。保育士修学資金貸付事業<sup>12</sup>等を県や静岡市と連携して行うほか、潜在保育士<sup>13</sup>に向けた再就職支援研修も今年度拡大して実施している。

また、保育士業務の負担軽減のため、保育業務専用のパソコンソフトを導入し、ICT<sup>14</sup>化推進を図る事業を実施している。

<sup>11</sup> 入所児童の処遇改善や質の向上に関する市の基準を満たした認可外保育施設

<sup>12</sup> 保育士養成施設における修学費用を支援する制度。卒業後、貸付を受けた都道府県に継続して就業すれば返済は免除

<sup>13</sup> 保育士資格を持ちながら、保育所等保育に関係する職場で働いていない人

<sup>14</sup> Information and Communication Technology の略。IT（情報技術）に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉



⑤ 放課後児童会における待機児童解消

平成 30 年度までに行う特別教室等の一時利用を含む定員拡大のための施設整備により、市は平成 31 年度には待機児童の解消を図るとしている。(表 5)

4 課題

(1) 医療・保健・福祉

① 大幅な事業費増加に対応した行政経営

市の試算<sup>15</sup>によると、10 年後（平成 37 年度）の福祉関係の事業費は、一般会計で 665 億 7,200 万円であり、平成 28 年度と比較して 85 億 8,600 万円の増加、市の負担となる一般財源ベースで、64 億 8,300 万円の増加を見込んでいる（表 6）。一般財源ベースの増加分のうち、介護保険事業特別会計繰出金が 30 億円、後期高齢者医療事業特別会計繰出金が 2 億 4,200 万円、療養給付支援事業（後期高齢者医療事業・負担金）が 26 億 5,400 万円と、高齢者の増加に伴う事業費の伸びが目立つ。

見込まれる大幅な事業費増に対し、まずは担当部署が責任をもって対応する必要がある。市全体の財源配分とは別に、この分野における施策展開を持続可能なものとするため、事務事業の成果を十分に検証し、存廃を含めた抜本的な見直しと重点化が必要である。

② 市単独事業、高齢者福祉施設の検証と見直し

市単独事業は国の制度に基づくものではないことから、市の裁量で見直しが可能である。市は、市単独高齢者向け大型給付事業を縮小する計画であるが、平成 28 年度の全事業費は 6 億 6,200 万円であり、大幅な削減は見込めない。高齢者福祉に限らず、福祉全般の市単独事業についても、目的、効果、これまでの成果を踏まえ、見直しが求められる。

また、より支援を必要とする高齢者対策を重点化するという市の施策見直しの方向性から、老人福祉センター等高齢者福祉施設についても検証が必要である。利用者の減少及び固定化、施設設置当時からの社会環境の変化等を踏まえ、単独施設としての必要性等、今後のあり方を見直さなければならない。

③ 健康寿命延伸施策の実効性と今後の地域社会における高齢者に期待される役割

市は、ロコモーショントレーニングの普及等、介護予防事業により元気な高齢者を増やし、平成 37 年度における介護保険事業の費用を 29 億円（一般財源ベースでおよそ 3 億 6,000 万円）削減するとしているが、施策の実効性を裏付ける客観的根拠を明示し、取り組みによる効果を検証した上で、健康寿命延伸施策の普

<sup>15</sup> 平成 28 年度は当初予算、平成 29 年度以降は原則、現行制度の継続を前提とした粗い試算。扶助費、国保給付費、介護給付費等は過去の増減率、人口推計等を考慮





及、促進を図ることが求められる。

さらに、超高齢社会では、元気な高齢者は社会の担い手としての役割が求められる。高齢者が就労等を通して地域社会に参画できる仕組みを構築していくことが必要である。

#### ④ 生活困窮者の効果的支援

生活困窮者への支援は、地域社会とのかかわりを持ち、就労への第一歩につながる重要な取り組みとなる。また、生活保護に至る手前の段階での支援となるため、生活保護扶助費増の抑制にもつながる。

こうしたことから、個々の生活実態に沿った支援事業を展開するとともに、市が企業に積極的に働きかけ、中間的就労（訓練と一般的就労との中間的なもの）の場を確保するなどの取り組みが求められる。

### (2) 子育て支援

#### ① 長期的保育需要の見通し

平成 27 年度から 31 年度を計画期間とする支援プランにおいて、市は保育の量が平成 27 年度から逡減すると見込んでいる。一方「平成 27 年版少子化社会対策白書」（内閣府）によると、保育ニーズのピークは平成 29 年度末とされている。

市は今年度中に支援プランの見直しを行うとしているが、将来の人口推計とそれに伴う長期的保育需要の見通しを前提に置く必要がある。

#### ② 将来の供給過多を見通した量・手法の検討

市は待機児童を半減させたが、現状では、待機児童の 95%が 2 歳児以下となっており、あらためて、0～5 歳児を対象とする認定こども園や保育所の施設整備の量や手法について、現状分析を踏まえた検証がなされなければならない。また、将来の供給過多が予想される一方、子育て関係事業費の増加（一般財源ベース）が見込まれている（表 7）。さらに、これまでの保育所創設等の施設整備により、今後の固定的経費<sup>16</sup>に対する負担が継続して残ることになる。

こうした状況を踏まえ、2 歳児以下を受け入れ対象とし、施設の新設を伴わない地域型保育事業等も重視すべきである。

また、本市は産業の発展とともに成長してきており、多くの企業に支えられている。市の特性を踏まえ、企業主導型保育事業等、市と企業が一体となった待機児童解消に向けた取り組みも進められるべきである。

#### ③ 市単独の上乗せを行う合理的理由の明確化

市は、私立保育所等の児童処遇向上のため市単独補助制度による支援を行っているほか、市立保育所における保育士を、国の配置基準と比較して手厚くしている。

<sup>16</sup> 施設維持管理費等、運営状態と関係なく発生する一定の費用



しかし、待機児童が生じている一方で、国の基準以上の市単独の上乗せを行うためには、合理的理由が求められる。あらためて目的と成果を確認し、本市における必要な保育環境を明確にした上で、当面の課題である待機児童解消を目指さなければならない。



## 5 答申

### (1) 聖域ではないという認識の徹底

医療・保健・福祉及び子育て支援は、市民が生活を営む上であまねくそのサービスを楽しむ分野であり、各事業の市民への影響は大きい。また、国の制度体系に併せて市の制度の設計を行わざるを得ない状況もある。そのため、ともすれば行政にも市民の側にも、本分野を聖域として位置づけあたかも必要な予算は自動的に確保されるという認識があったのではないか。しかし、教育、文化、企業誘致、国際交流、インフラ等の他の分野にも同様に予算を必要とする事情がある中で、今後 10 年後には 70 億円増<sup>17</sup>と見込まれる一般財源が自動的に確保されると認識するのは誤りである。

今後は、限られる財源の中で、明確な目標に基づく長期的計画を立て、最小限の費用で必要なサービス水準を持続させる行政経営を実現しなければならない。

### (2) 医療・保健・福祉

- 今後の見通しを市民や関係団体等へ周知・共有化し、維持すべきサービスの取捨選択により何を重点化するか明確にすること

福祉関係の事業費は、一般財源ベースで 65 億円もの増加が見込まれており、市の負担増は、納税者である市民の負担増と言い換えることができる。今後、維持すべき必要なサービスを市民に周知し、どのような事業を重点化すべきか明確にしなければならない。

- 市単独事業のさらなる見直しを進めるとともに、高齢者福祉施設は今後、高齢者限定の施設として更新せず、他の民間や公共施設への機能移転・複合化を行い、多世代が利用可能な施設とすること

市単独高齢者向け大型給付事業の見直しのみでは、増加する事業費をまかなうことができないのは明白である。その他の市単独事業についても、事務事業の目的、期待される効果、これまでの成果の検証等を通じてさらなる見直しを進める必要がある。

また、老人福祉センターをはじめとする高齢者福祉施設は、協働センターや民間施設の活用、学校等他の公共施設への機能移転や複合化を速やかに検討しなければならない。併せて、高齢者限定の施設という考えを改め、多世代が集うことができるような施設とするなど、柔軟な対応が必要である。

- 元気な高齢者を増やすとともに、社会の担い手と捉えること

元気な高齢者を増やすためには、健康寿命延伸の取り組みが重要である。その

<sup>17</sup> 福祉関係事業費と子育て関係事業費を合わせた平成 37 年度における増加見込み（表 6、表 7）



際、取り組みに向かわせるインセンティブ<sup>18</sup>と、取り組みによる効果を裏付ける客観的根拠が必要となる。

スマートウェルネスシティ<sup>19</sup>総合特区における全国6市<sup>20</sup>による取り組みでは、魅力的なインセンティブにより市民に運動プログラム等への参加を促し、身体活動量の向上に一定の成果を上げている。ただし、インセンティブを付与する際は新たな財政負担とならないよう、予算配分の見直し、企業との共同事業化等で対応することに留意すべきである。

市が普及を進めるロコモーショントレーニングも、この間の実績を踏まえた健康寿命延伸効果や介護保険事業費抑制効果等を、客観的数値として広く周知すべきである。

また、退職後も就労を希望する高齢者がおよそ7割<sup>21</sup>であることを踏まえ、高齢者がこれまで培った能力や経験を引き続き活かすことが可能な仕組みを整備することが必要である。このため、行政や民間企業等は、雇用・就労機会を連携して掘り起こし、退職者をはじめとする高齢者と企業等をマッチングさせる体制を整備することが必要である。

#### ➤ 生活困窮者の就労支援を充実させること

ハローワークと連携した支援を行う際、新規支援者数、就職者数等、明確な数値目標を設定して取り組むとともに、福祉担当部署と雇用対策担当部署が連携し、市内企業に中間的就労や一般的就労の場の確保を要請することや、職業相談・紹介等の就労支援を充実することが重要である。

### (3) 子育て支援

#### ➤ 長期的な保育需要を見込むこと

本市における保育ニーズのピークは、国が見込む平成29年度末と大幅に異なることはない。ピーク後、定員に対する利用者は減少に転ずるが、施設の維持管理経費や人件費等の固定的経費は一定の負担が続くことになり、非効率な保育所運営となる。

支援プランの見直しにあたっては、将来的にどのような供給体制となっているのが適切か、保育需要の長期的推計を基に見据えておかなければならない。

#### ➤ 今後の一時的需要等への対応は地域型保育事業を基本とすること

地域型保育事業は、昨年度施行の新制度において公的給付の対象となっている。

<sup>18</sup> 目標を達成するための刺激、誘因

<sup>19</sup> そこに暮らすことで健康で生きがいを感じ、豊かな生活を送れるまちづくりの概念。公共交通インフラ整備、健康医療データ分析、健康増進インセンティブ、ソーシャルキャピタルの醸成（社会的つながり）といった要素により構成

<sup>20</sup> 福島県伊達市、栃木県大田原市、千葉県浦安市、新潟県見附市、大阪府高石市、岡山県岡山市

<sup>21</sup> 平成28年版高齢社会白書（内閣府）



国や県からの財政支援が保障されているため、市の負担である一般財源ベースの児童1人あたりの月額経費は、昨年度決算見込において、市立保育所の8万1,000円に対し、地域型保育は3万2,000円と、およそ4割程度となっている。市の待機児童の95%は2歳児以下であることを踏まえると、同年代を対象とする地域型保育事業により受け皿を確保することは、今後見込まれる財源不足に対応する上で効果的といえる。

また、市の計画では、平成31年4月といった比較的近い将来に待機児童を解消するとしており、当面の受け皿確保、その後の一時的な需要に対しては、小規模保育事業や事業所内保育事業等、地域型保育事業に重点を置いた取り組みとすべきである。これらは、既存の建物の賃借等による実施も可能であり、また保育士資格が必須とは限らないなど、変動的経費<sup>22</sup>による機動的な待機児童対策として有効である。

➤ **市独自の上乗せ、市単独事業を見直し、待機児童解消を進めること**

本年3月、国は保育所等への臨時的な受け入れ強化の推進として、人員配置や面積基準について、国の定める基準を上回る基準を設定している市区町村において、国の基準を上回る部分を活用して、1人でも多くの児童を受け入れるよう、市区町村に対して要請した<sup>23</sup>。

市は国の基準を上回る保育士を配置しているほか、児童処遇向上のための単独事業を行っている。待機児童解消を最優先とするためにも、あらためて目的・成果の確認と必要性の検証により、本市において担保されるべき保育の質を明確にしなければならない。

➤ **企業主導型保育事業の活用を促進すること**

企業主導型保育事業は、夜間や土日の保育、短時間や週2日程度の利用にも応じられる、柔軟な保育サービスの提供体制である。勤務時間や週休日等、働き方が多様となっている現在、それに対応した保育のあり方が求められており、従業員のためにそうした環境を整備することは、企業の責任ともいえよう。企業側のメリットとして、イメージが上がり、雇用に有利に働くことが考えられる。認可保育所並みの助成が受けられることも追い風となる。

本市は「ものづくり」のまちとして、活発な企業活動で成り立ってきた歴史がある。国が主体となって推進する事業ではあるが、市と企業が連携して待機児童解消を目指す好機である。これを逃すことなく積極的な働きかけを行い、活用を促進すべきである。

➤ **幼児の教育・保育の一体的提供を目指すこと**

「浜松市公共施設等総合管理計画」によると、将来の供給過多を見込んだ市立

<sup>22</sup> 事業費助成金（補助金）等、対象数・規模等に応じて増減する費用

<sup>23</sup> 厚生労働省「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」（平成28年3月28日）



保育所・幼稚園再編の方向性が示されている。再編にあたっては、幼保の一体的提供を検討しなければならない。

あらためて、市内各施設の入所・入園状況を踏まえ、新制度における認定こども園の趣旨「質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供」に基づき、今年度予定している支援プランの見直しにあたっては、認定こども園の普及を推進する具体的な取り組みを検討すべきである。

#### (4) 子育てを組み込んだ「浜松版地域包括ケアシステム」

地域包括ケアシステムは高齢者を想定したものであるが、浜松版地域包括ケアシステムとして、子育てを組み込むことを提言する

施設待機者対策、相談支援等、高齢者と子育てにおいて必要となるサービスは類似している。また、世代の幅を広げることで、両者に共通する課題を同時解決できる可能性を秘めている。地域包括ケアシステムに子育てを組み込んだ大きな枠組み「浜松版地域包括ケアシステム」の構築を提案する。

本システムは、高齢者のみでなく子育ても地域全体で支える社会を想定している。

この社会では、育児休業の取得促進によって家庭での育児の比率が高まり、親が子供の面倒を見るという環境が生まれることで、子育て支援を取り巻く諸問題—特に0歳児に係る待機児童解消のための施設整備、保育士の確保、必要となる多大なコスト等—が改善の方向に向かっていく。

子ども・子育て支援法で示されている「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識からも、合致するものである。

さらに、もともと0歳児保育に要していた経費を1歳児以上の保育などに振り向けることにより、全体として待機児童の解消につながるなどの好循環が生まれることも期待される。

このように、保育や子育て支援にとどまらず、雇用対策等も含め様々な面から全体最適を目指さなければならない。

例えば、民間主体で、高齢者福祉施設、子育て支援施設、障害者福祉施設、行政の相談機能等に買い物拠点、飲食施設、娯楽施設（温泉等）などを組み合わせたコミュニティづくりを推奨することも一つの方法である（注）。

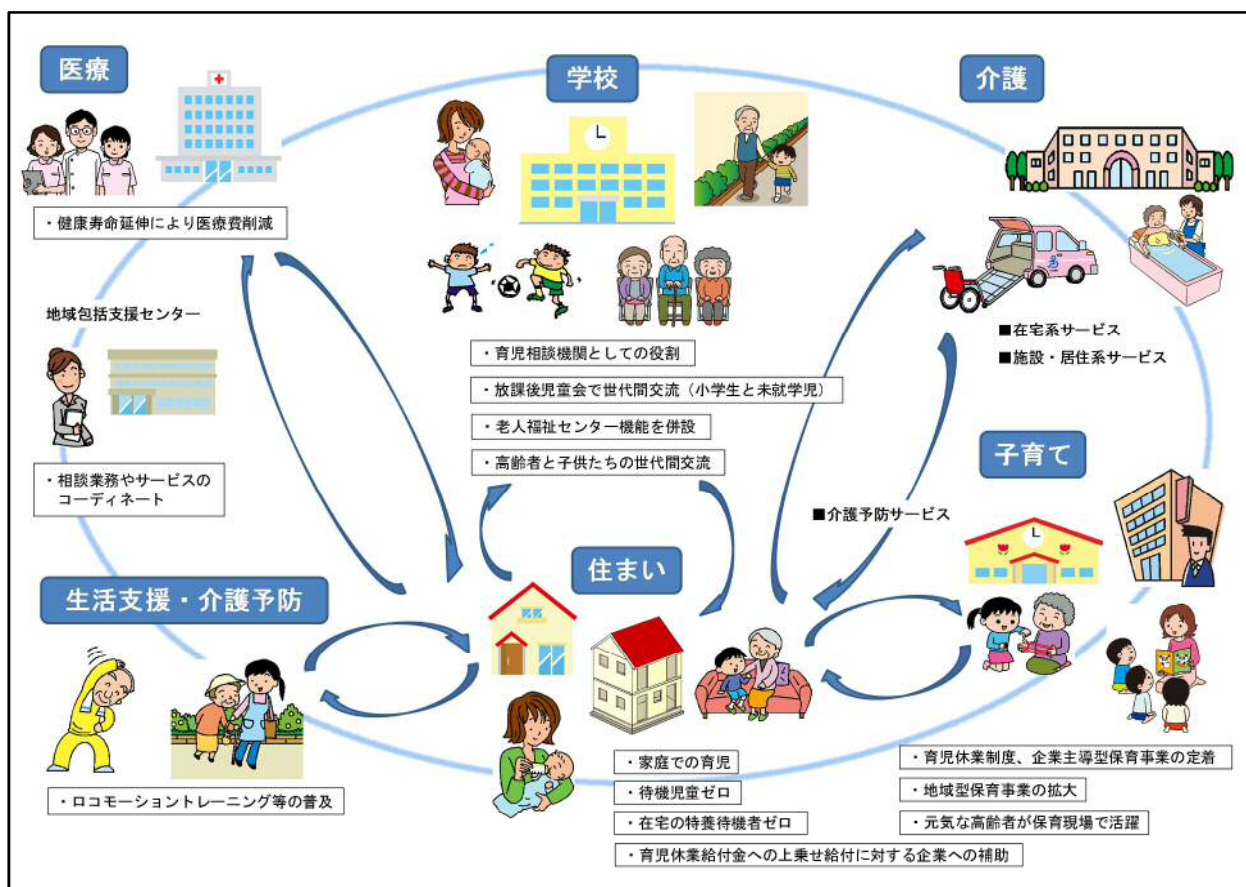
地域包括ケアシステムの構築は全国的な取り組みであるが、本市においては、施策の上で高齢者と子育てを切り離すのではなく、同時に解決するという発想に基づくべきである。当然、市の単一部署で構築できるものではない。関係する部署が連携し、共通目標を達成するという意識をもつことが必要である。



(注) 参考事例：シェア金沢

2014年に金沢市に建設された複数棟による複合福祉施設。社会福祉法人が所有・運営している。サービス付高齢者住宅、学生向け住宅、放課後等デイサービス、児童発達支援センター、保育所等訪問支援センター、障害児入所施設、温泉、レストラン、カフェ、クリーニング店、コインランドリー、マッサージサロン、売店、屋内体育グラウンド、農園等。様々な世代や立場の人が「ごちゃ混ぜ」に暮らすことで、縦割りでは見られない相互にケアする動きが発生して注目を集めている。

### 浜松版地域包括ケアシステム（イメージ）





## Ⅱ 行政経営計画について

### 1 経緯

諮問会議では、平成 26 年 9 月の発足以来、継続して行政経営計画の進行管理の評価を行ってきた。

第 1 クールでは、前行政経営計画（計画期間：平成 22～26 年度）について、平成 25 年度に実施した 104 件の取組事項に対し、諮問会議は、判断基準が不明等の理由から、市が行った評価よりも厳しい評価を行った。併せて、現行政経営計画（計画期間：平成 27～30 年度）策定の時期であったことから、前行政経営計画における目的と指標の連動性の弱さ等の課題を踏まえ、取組事項の絞り込みや、目的に対する適切な成果指標・行動指標の設定等の見直しを求めた。

また、「区の再編」、「総人件費の削減」、「総市債残高の削減」、「公有財産の最適化」、「借地の解消」、「外郭団体の経営健全化」を重要 6 項目として計画に盛り込むよう答申した。

第 2 クールでは、現行政経営計画について、第 1 クールでの検討結果を踏まえ、取組事項の絞り込みや目的、成果指標、行動指標の見直しがなされたことに対し、一定程度の評価をした。

第 3 クールでは、上半期における市の進行管理について確認するとともに、前述した重要 6 項目を中心に審議を行った。この中で、目的や指標が必ずしも適切とみなされない例がみられたため、「PDCA を回し、不断の確認や修正を行うこと」等、計画の進行管理を行う上での留意点を答申として示した。

第 4 クールでは、平成 27 年度末における計画の進捗状況や、市の評価等について確認するとともに、主に、重要 6 項目及び平成 28 年度から加えられた新たな取組事項について審議を行った。

### 2 現状、市の取り組み

市は、諮問会議第 1 クールにおける審議や答申を踏まえ、より効率的な行政運営を進めるため、行財政改革の具体的な取り組みを示した、新たな行政経営計画を平成 27 年 4 月からスタートさせた。

新たな行政経営計画には、「区の再編」、「総人件費の削減」、「総市債残高の削減」、「公有財産の最適化」、「借地の解消」、「外郭団体の経営健全化」の重要 6 項目を含む 15 件（当初、取組事項数は全体で 28 件だったが、個々の外郭団体の取り組み「取組番号 4001 外郭団体の経営健全化（14 件）」を 1 件として整理したため、全体で 15 件となった。）が登載され、半期（6 ヶ月）ごとに進行管理が行われている。

市は、平成 27 年度末における、行政経営計画の進捗状況を 8 月に確定・公表した。この中で市は、15 件の取組事項全てにおいて、最も重要な成果指標を基に定量的な





評価を行った結果、「計画通り進んでいる」としている。

平成 28 年度の取り組みとして、市は、定員適正化計画や公共施設等総合管理計画といった、昨年度末新たに策定した個別計画の内容を反映させた。また、今後については、担当課へのヒアリングを通じ、目標と指標の連動性についての再確認を行うとしている。

さらに、新たに「新清掃工場及び新破砕処理センターの施設整備」及び「学校事務業務の効率化」の 2 つの取組事項をインデックスに追加し、全体で 17 件の取組事項について進行管理を実施する。

平成 28 年度の進捗状況の評価については、平成 27 年度と同様、上半期と年度末の 2 回の実施を予定しているが、計画に遅れが生じた場合等は、評価時期を早めたり、評価回数を増やしたりするなど、必要に応じて柔軟に対応することで、更なる行財政改革を推進させるとしている。

### 3 課題

#### (1) 全般的事項

行政経営計画の進行管理について評価を行ったが、対象となる取組事項の絞り込み、目的、取組内容、成果指標、行動指標、進捗状況の評価基準及び全取組事項について「計画通り進んでいる」とした市の評価については、目的と指標を連動させ、定量的な評価が適切に行われているため、概ね妥当であると考ええる。

しかし、指標の達成はゴールではなく、また、その結果に甘んじてはならない。行財政改革を一層推進させるべく、職員一人一人がスピード感を持って主体的に行財政改革に関わり、常により高い目標の達成に向けた不断の取り組みとする必要がある。

また、行政経営計画の対象となる事務事業には一定の基準が設けられており、基本的には継続して実施される事業や取り組みが登載されている。一方で、例えば、今後の行政サービス提供体制のあり方を変えていく可能性のあるマイナンバーカードを活用した証明書のコンビニ交付サービス等、現行の基準にかかわらず、計画への登載を検討する必要があると考える。

このように、登載されている取組事項以外にも、社会経済環境の変化で、追加や見直し、廃止を検討すべき事務事業もあると考えられる。行財政改革の推進のため、組織全体として、事務事業を見直す風土を醸成する必要がある。

#### (2) 区の再編について

市は、「区制度検討に係る工程表」に基づき、12 市町村合併や政令指定都市移行を振り返り、これまでの行政区制度やサービス提供体制の検証・総括を行い、この結果を、「区政だより」として 8 月に市民に公表した。この中で、低い出生率、老朽化が進む膨大な公共施設等の維持・更新、増大が続く社会保障費等、課題は山積しているとした上で、今後は、検証・総括を踏まえ、住民自治や行政サービスのあ



り方を協議・検討していくとしている。

諮問会議ではこれまで、区の再編を必要としている理由や目的、再編に係るメリット・デメリット及びサービス提供のあり方について、市民に分かりやすく示し、全市的な議論に結びつくような機運を醸成するよう答申してきたところである。

しかし、本市を取り巻く状況等、「区の再編」を議論する上で必要な情報が、市民に対し「区政だより」によって十分提供されたとはいえない。急激な人口減少や超高齢化、社会保障費の増大、さらには「公共施設等総合管理計画」において毎年180億円の不足が生じるとした公共施設等の維持・更新等、山積する課題に対してこれまで明らかにしている具体的な内容等を市民に分かりやすく示さなければ、市民一人一人が「区の再編」を自らのこととして認識し、全市的な議論に結びつくような機運の醸成にはつながらないと考える。

また、市民に提供する身近な行政サービスのうち、区役所や協働センター等における届出や申請、証明交付等の窓口サービスがある。現在、様々な分野において、ICTの利活用が検討されているが、本市において7月から一部運用が始まったマイナンバーカードを活用した証明書のコンビニ交付もこの内の一つである。昨年度、区役所や協働センター等の窓口における証明交付件数は約114万件であり、この内の約94万件が住民票の写しや市・県民税所得証明書等、コンビニ交付の対象である。マイナンバーカードが普及し、証明書のコンビニ交付が拡大すれば、今後の窓口業務のあり方に大きく影響を与える可能性がある。今後のコンビニ交付の普及を視野に入れ、区役所、協働センター、サービスセンター等の役割をどのように見直していくのか、「区の再編」の議論と併せて検討すべきである。

### (3) 総市債残高の削減について

市は、平成27年度一般会計・特別会計決算（速報値）を公表した。総市債残高については、平成26年度末の4,904億円に対し、平成27年度末は4,755億円となり、149億円の削減となった。この結果、中期財政計画及び行政経営計画の平成27年度末における計画値4,862億円に対しても、削減額が107億円上回り、目標を達成した。今後も規律ある財政運営を継続しつつ、目標値を上方修正するなど、さらなる削減に取り組む必要がある。

### (4) 公有財産の最適化について

本答申において、今後の高齢者福祉施設や保育所・幼稚園等のあり方について言及したが、所管課とアセットマネジメント推進課が削減目標や計画を共有し、連携を図る中で、取り組みを推進する必要がある。

市は、昨年度末、総務省の要請を受けて公共施設等総合管理計画を策定した。市が保有する全ての資産を対象に、見直しや活用、運営管理、処分等に関するプロセス全般を資産経営と位置づけ、今後、長期的かつ着実に資産経営を推進するとしている。

計画には、施設の利用用途分類ごとに今後の方向性が示されてはいるが、明確な



削減目標が示されていないなど具体性に乏しく、実効性が高いとは言い難い。また、市の全組織が統一した意識を持ち、PDCA サイクルを通じて、実効ある進捗管理を行うことが不可欠としている点についても、実態としては各部署の取り組みには温度差がある。

また、成果指標として「充足率<sup>24</sup>」が設定されているが、個々の取り組みの削減結果が把握できる分かりやすい指標を併記すべきである。

#### (5) 学校事務業務の効率化について

平成 28 年度の新たな取組事項として、「学校事務業務の効率化」が追加された。現在、教職員が行っている事務業務を学校事務センターへ集約化したり、事務職員に移管したりすることで、事務業務の効率化を図るとしているが、集約化あるいは移管する以前に、それぞれの事務業務の要否を検討し、棚卸しを行うべきである。一旦移行してしまえば、事務センターや事務職員は疑いなくその事務を処理することとなるため、そもそもどの事務業務が必要で、どの事務業務が不要かといった見直しをする必要がある。

また、「教員の学校事務業務の削減時間」を成果指標としているが、実効性の高い進捗管理とするためには、前提として全体の事務業務の定量的把握が不可欠である。また、移行の効果として、教員がこれまでできなかった本来業務を、どれだけできるようになったかを、定量的に捉えられるようにすることが必要である。

---

<sup>24</sup> 将来の改修・更新経費試算値（一年当たり）に対する投資実績額（一年当たり）の割合



#### 4 答申

##### (1) 全般的事項

➤ **実効性のあるPDCAサイクル確立のため、不断の確認や修正を怠らないこと**

第3クール答申でも触れたが、指標については、可能な限り上方修正するなど、必要に応じて柔軟に見直していくとともに、計画の実効性を高めるために、何が目的・目標かを見据えた上で、行政経営計画を行財政改革推進の有効な手段として機能させるべきである。

➤ **事務事業の見直しや計画への登載にあたっては、柔軟な対応が可能な仕組みを構築すること**

新たな行政経営計画では以前と比較して、指標の設定や進行管理の仕組みに妥当性が増し、しっかりとPDCAサイクルを回せるようになった。この経験を基に、政策立案等にフィードバックさせ、計画への登載の有無にかかわらず、すべての事務事業のあり方をより根源的などころから、目的が何なのかを今一度とらえ直し、見直しや廃止の検討を行っていく必要がある。

また、行政経営計画への登載にあたっては、社会経済環境の変化等を踏まえ、現行の基準にかかわらず、柔軟に追加することができる仕組みとすべきである。

##### (2) 区の再編について

➤ **区の再編の議論に必要となる具体的内容を市民に分かりやすく示し、全市的な議論に結びつくような機運を醸成すること**

諮問会議ではこれまで、区の再編を必要としている理由や目的、再編に係るメリット・デメリット及びサービス提供のあり方について、市民に分かりやすく示すよう答申してきた。

しかし、市が8月に発行した「区政だより」によって、区の再編の議論に必要な情報が十分に示されたとはいえない。急激な人口減少や超高齢化、社会保障費の増大、公共施設等の維持・更新等、山積する課題に対してこれまで明らかにしている具体的な内容等を分かりやすく示す必要がある。そうした取り組みを進めることにより、区の再編が、市民一人一人の意識に初めて浸透し、全市的な議論に結びつく機運が醸成されるものとする。

➤ **住民自治、行政サービスのあり方を検討するにあたっては、マイナンバーカードによる証明書のコンビニ交付等、ICTの積極的活用を念頭に置くこと**

マイナンバーカードが普及し、証明書のコンビニ交付が拡大すれば、区役所や協働センター等の窓口業務のあり方に大きく影響を与える可能性がある。今後、住民自治、行政サービスのあり方を検討するにあたっては、証明書のコンビニ交付の積極的展開を念頭に置き、区役所、協働センター、サービスセンター等の役割がどのように変わっていくのか、その効果やメリット・デメリット等を市民に分かりやすく示す必要がある。



### (3) 総市債残高の削減について

➤ 各年度における削減目標を上方修正し、より高い削減を実現すること

第1クール答申で示した通り、「1年あたり100億円、平成30年度までに400億円削減」を必達することをあらためて求める。

### (4) 公有財産の最適化について

➤ 公共施設等の具体的な削減目標や計画を全庁的に共有し、取り組みを推進すること

公共施設等総合管理計画においては、本クールで取り上げた高齢者福祉施設の今後の方向性を「民間移管、統廃合、他施設との複合化、他の公共・民間施設の活用などを検討する。」としているが、具体的な計画は示されていない。同様に保育所・幼稚園については、「長期的には、供給過多も見込まれる。」としながらも、「再編を検討する。」という表現に留められており、高齢者福祉施設と同様、具体的な計画が示されていない。

今後の施設のあり方を検討するにあたっては、見直しの早い段階から、問題意識や具体的な削減目標を全庁的に共有し、連携を図る中で、公有財産の適正管理と総量縮減に努める必要がある。

併せて、指標として設定されている「充足率」については、削減の取り組みの成果が分かりにくいことから、例えばハコモノについては、市の取り組みの結果が端的に把握できる削減面積等を併記すべきである。

### (5) 学校事務業務の効率化について

➤ 集約化・移管する学校事務業務の要否を検証し、棚卸しを行うとともに、事務業務の全体量を把握すること

本年度の学校事務センター設置準備にあたっては、事務業務の棚卸しを行い、必要な事務業務の洗い出しを行うとともに、必要に応じて、事務業務の統合を行い、より効率的な事務の執行ができるようにすること。

また、平成29年度以降の成果指標を「教員の学校事務業務の削減時間」としているが、適正な進行管理・評価を行うためにも、事務業務の全体量を把握しておく必要がある。

➤ 事務業務の集約化・移管により可能となった教職員の本来業務について、定量的に捉えられるようにすること

事務業務の集約化・移管の最大の目的は、教員としての本来業務に取り組む時間の確保であり、子供と向き合う時間の拡充であることから、教員がこれまでできていなかったこれらの業務をどれだけできるようになったのかを、可能な限り定量的に把握できるようにすること。



### Ⅲ これまでの答申と市の取り組み

#### 1 人口減少社会における主要政策の方向性に関すること

##### (1) 公共施設等のあり方について（第1クール）

主な答申	市の取り組み
<p>「公共施設等総合管理計画」策定にあたっては以下の点を踏まえること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「浜松市モデル<sup>25</sup>」を基本とすること</li> <li>・市民に対し幅広く丁寧に説明すること</li> <li>・民間企業のノウハウを最大限取り入れるようにすること</li> </ul> <p>他</p>	<p>「公共施設等総合管理計画」策定（H28.3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハコモノ資産・インフラ資産の見直しの考え方と今後の方向性を示した</li> <li>・数値目標（H36）の設定 充足率 ハコモノ 80% インフラ 70%</li> <li>・「施設カルテ」を作成し、PDCAサイクルを実行（ハコモノ）</li> <li>・RBM<sup>26</sup>を踏まえた長寿命化計画等を基本に、メンテナンスサイクルを実行（インフラ）</li> </ul>

##### (2) 地域経営について（第2クール）

主な答申	市の取り組み
<p>総合戦略に取り入れるべき事項を検討し、答申として取りまとめた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総花的な夢物語ではなく、目標人口に対してソフトランディングさせる戦略を策定すること</li> <li>・即効性があり、政策努力の成果が反映されやすい「転入の促進」を中心として位置付けること</li> </ul> <p>他</p>	<p>「浜松市“やらまいか”総合戦略」策定（H27.12月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口の将来展望の実現を目指す基本目標及び基本目標を達成するための政策・施策で構成</li> <li>・3つの基本目標 「若者がチャレンジできるまち」 「子育て世代を全力で応援するまち」 「持続可能で創造性あふれるまち」</li> <li>・浜松市“やらまいか”総合戦略推進会議の設置（評価の検証や改訂に係る事項）</li> </ul>

<sup>25</sup> 公共施設等総合管理計画策定にあたり、広大な中山間地域を持つなどの本市の地域特性を考慮した上で、公共施設等の廃止や統廃合、民間移管、多機能化等、今後の方向性を諮問会議として示したもの

<sup>26</sup> インフラの破損の起きやすさ（破損確率）、破損による被害の大きさ（影響度）等を基準に、検査及びメンテナンスの重要度、緊急度を評価し、優先順位をつけてメンテナンスを行う方法



(3) 官民連携について（第3クール）

主な答申	市の取り組み（今後の対応）
<p>官民連携の推進にあたっては、「浜松市 PPP 推進政策パッケージ」の具体化を図ること。ガイドラインについても、こうした考え方を盛り込むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産官学金連携による PPP<sup>27</sup>/PFI<sup>28</sup>プラットフォームの設立</li> <li>・優先的検討制度の導入</li> <li>・民間提案制度の導入・ワンストップ窓口の設置</li> <li>他</li> </ul>	<p>新たな官民連携の取り組みを積極的に推進するための庁内外の実施体制（組織、制度）を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「浜松市民間活力の導入に関するガイドライン」を、官民連携事業を推進するための具体的方法を定めたガイドラインに改定し、本年度内に公表</li> <li>・市が実施する事業の説明や情報発信、官民連携に関するノウハウ取得やスキルアップの場として「官民対話の場」の設置</li> <li>・民間事業者等からの相談・提案を受ける、市のワンストップ窓口（専門部署）を設置</li> </ul>

2 行政経営計画の進行管理の評価に関すること

主な答申	市の取り組み
<p>次期行政経営計画策定に向けて（第1クール答申）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組項目と目的を適切に表現するとともに、実効性を確保するため指標を数値で示すこと</li> <li>・取組内容、進捗状況を分かりやすく公表すること</li> <li>・「区の再編」、「総人件費の削減」、「総市債残高の削減」、「公有財産の適正化」、「借地の解消」、「外郭団体の経営健全化」を盛り込むこと（重要6項目）</li> </ul>	<p>新たな行政経営計画の策定（H27.4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に重要な行政経営上の取り組み（重要6項目含む）に絞ることによる、重点化、管理体制の強化</li> <li>・目的、取組内容、現状分析・課題、方向性をインデックスに記載するとともに、取り組みの達成状況を判断しやすくするため、成果指標、行動指標を設定</li> <li>・実施計画は半期（6ヵ月）ごとに評価し、必要に応じた見直しを行う</li> <li>・計画期間を平成27年度～平成30年度とし、それ以降は取り組みの内発化を定着させる</li> </ul>

<sup>27</sup> 官民が連携して事業を行う手法

<sup>28</sup> 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法



#### IV 結びに代えて

平成 26 年 9 月 11 日に諮問を受け、4 つのクールに分けて答申を行った。中には、短期的視点で見れば、「痛み」と感じられる項目もあるかもしれない。しかし、現世代には、次世代に対して将来にわたって持続可能な地域を残す義務がある。諮問会議では、そのために必要と考えられる事項を、率直に表明するよう努めてきたつもりである。

今回ですべての事項に関する答申を終えるが、答申は始まりであってゴールではない。本答申に至った現状や向かうべき方向性の認識が共有され、答申内容が着実に実行されることを強く期待するものである。

そのため、今後は、第三者によるモニタリングが行き届くよう、定期的に進捗状況の評価を行う仕組みの創設を求め、結びに代えさせていただく。





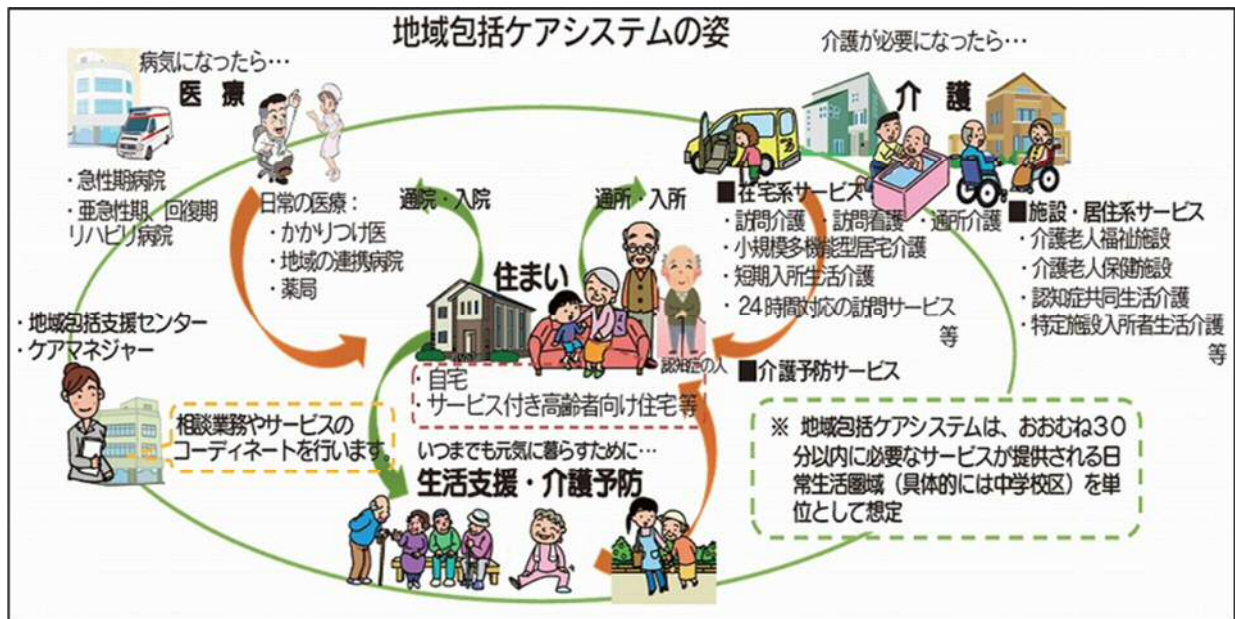
V 資料

(表1) 地域型保育事業一覧

区分	定員等	場所
小規模保育	6人以上～19人以下	貸店舗等多様なスペース
事業所内保育	数人～数十人程度	事業所等
家庭的保育	5人以下	保育者の居宅等
居宅訪問型保育	1対1が基本	利用する保護者・子どもの居宅

出典：浜松市行政経営諮問会議第7回審議会資料

(図1) 地域包括ケアシステムの姿



出典：厚生労働省ホームページ



(表2) 高齢者福祉施策の方向転換と見直し

【今後重点的に取り組む事業】		【市単独大型給付事業の計画的・段階的な見直し】				
1	重度の要介護者等のために 生活の場を確保					
		特別養護老人ホーム・介護付き有料老人ホームの整備 (入所待機者の解消)				
2	要介護状態にならないために 運動器機能の衰えを予防	ロコモーショントレーニングの普及 (介護予防の推進)				
3	元気な高齢者の 社会参加の仕組みづくり	ささえあいポイント事業の推進 (ボランティア活動の奨励)				

対象事業	H26	H27	H28	H29
<b>1 バス・タクシー券等の交付</b> ・対象年齢 70 歳以上 ・所得制限あり ・券種 7 種類 ・対象者約 12 万人 ・交付額 6,000 円	交付単価引き下げ 6,000→4,000 円 (H26. 4. 1 実施)	→	→	<b>廃止前提</b>  <small>※市民税非課税世帯限定 などを再検討</small>
<b>2 敬老祝金・祝品の贈呈</b> 祝金 (対象者約 4 千人) ・88 歳 30,000 円 ・99 歳 50,000 円 祝品 (対象者約 4 千人) ・88 歳、100 歳、 101 歳以上	→	88 歳祝金引き下げ 3 万円→1 万円 99 歳祝金引き下げ 5 万円→3 万円 101 歳以上の 祝品廃止	→	88 歳 祝金 10,000 円 100 歳 祝金 30,000 円 + 額入寿詞
<b>3 敬老会の補助</b> ・対象年齢 75 歳以上 ・自治会等に交付 ・補助金単価 2,000 円(上限) ・対象者約 10.5 万人	関係機関等 との調整	→	調整結果を踏まえた 見直しの実施	

出典：はままつ友愛の高齢者プラン（平成 27 年 3 月）



(表3) 高齢者福祉施設 運営経費・利用者数 実績

施設名称	運営経費 (単位:円)					延利用者数 (単位:人)			建築年度	
	年度	H27(見込)	(内訳)			H26	※下段は浴室(内数)			
		計	管理運営委託等	施設整備費	用地賃借料	計	H27	H26		H25
<老人福祉センター条例による12施設>										
1 老人福祉センター湖東荘	31,610,535	26,228,571	5,381,964		26,228,571	26,798,814	24,463 (3,001)	24,958 (4,217)	31,131 (10,493)	1970
2 老人福祉センター江之島荘	29,341,456	25,580,572	3,760,884		25,670,212	27,398,867	29,417 (3,720)	31,235 (4,136)	37,369 (12,214)	1979
3 老人福祉センター湖南荘	34,381,381	29,098,286	5,283,095		31,064,377	31,693,334	28,607 (4,676)	33,482 (7,626)	45,080 (20,467)	1984
4 老人福祉センター竜西荘	34,027,418	30,342,858	2,199,695	1,484,865	35,677,593	38,188,595	52,828 (4,106)	62,601 (5,685)	72,209 (16,686)	1987
5 老人福祉センター萩原荘	35,943,792	31,885,714	996,575	3,061,503	36,096,828	38,697,877	75,362 (8,616)	71,730 (10,946)	67,387 (24,068)	1990
6 老人福祉センター可美荘	36,787,330	29,952,000	5,564,039	1,271,291	33,100,366	33,734,903	46,337 (3,919)	43,016 (5,656)	60,092 (16,772)	1992
7 老人福祉センターいたや	38,419,734	35,196,380	3,223,354		31,355,562	42,976,817	38,746 (7,671)	44,550 (11,358)	57,397 (26,101)	2000
8 老人福祉センター青龍荘	43,257,004	30,793,542	1,786,429	10,677,033	42,481,796	46,694,464	57,592 (7,229)	61,004 (9,150)	74,151 (23,504)	2002
9 浜北高齢者ふれあい福祉センター	26,628,987	23,528,572	3,100,415		25,429,215	24,231,128	75,918 (5,810)	78,479 (6,572)	99,278 (24,533)	1999
10 舞阪老人福祉センター	12,894,790	7,789,571	5,105,219		9,392,021	10,507,053	20,779 (791)	18,244 (1,118)	9,813 (2,903)	1983
11 雄踏老人福祉会館さつき荘	9,428,853	7,277,846	676,620	1,474,387	9,858,233	10,525,871	7,698 (995)	9,253 (2,161)	10,810 (4,899)	1975
12 雄踏老人福祉会館つづじ荘	4,621,827	4,419,767	202,060		5,003,035	4,573,372	5,312	4,972	5,495	1991
小計	337,343,107	282,093,679	37,280,349	17,969,079	311,357,809	336,021,095	463,059 (50,534)	483,524 (68,625)	570,212 (182,640)	
13 天竜老人憩の家やまゆり荘	636,875			636,875	44,410,174	2,936,106		3,258	2,920	
14 天竜老人憩の家せきれい荘	29,442			29,442	1,329,137	1,178,495		685	831	
15 舞阪シニアプラザ陽だまり	8,651,204	8,259,429	391,775		18,100,880	11,416,607	5,996 (2,771)	5,743 (2,929)	9,697 (7,119)	2000
16 細江介護予防センター	5,744,643	5,168,571	576,072		5,254,972	6,306,367	7,138	7,777	6,616	2001
17 佐久間高齢者生きがいセンター					73,198	150,621		556	419	
18 水窪高齢者生きがいセンター					330,330	378,919		1,291	1,216	
19 水窪高齢者交流センター	743,437	444,277	299,160		415,446	400,287	2,171	2,045	1,871	1982
20 龍山老人福祉センター					448,903	573,769		278	181	
合計	353,148,708	295,965,956	38,547,356	18,635,396	381,720,849	359,362,266	478,364 (53,305)	505,157 (71,554)	593,963 (189,759)	



(図2) 人口推計(0~5歳児)による保育所等利用見込・定員



出典：浜松市行政経営諮問会議第7回審議会資料（「不足数」追記）

(表4) 認定こども園・保育所等定員の拡大計画

				(単位：人)		
区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度		
私立認定こども園・保育所の創設		1,110	1,130	1,300		
地域型保育事業の創設		260	295	250		
私立保育所の増改築		30	50	120		
既存保育所等の定員改正		110	0	0		
計		1,510	1,475	1,670		
網掛け部分は見込値						
定員(人)		平成27年度 11,201	12,711	14,186	15,856	
内訳	こども園		(12) 1,670	(20) 2,630	(27) 3,670	12,400
	保育所	私立	(61) 6,880	(63) 7,170	(64) 7,310	
		市立	(22) 2,360	(22) 2,360	(22) 2,360	2,360
	地域型保育		(11) 291	(21) 551	846	1,096

※ 括弧内の数値は施設数

出典：浜松市行政経営諮問会議第7回審議会資料



(表5) 放課後児童会待機児童解消事業計画

(単位：人)

区 分	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み（ニーズ）	6,119	6,067	6,048	6,001	5,994
②確保の内容（利用定員）	5,380	5,741	6,254	6,514	6,734
②－①	△739	△326	206	513	740

※平成32年度から37年度までは、平成31年度の定員を維持する。ただし、保育所整備の状況等も踏まえ、必要に応じ計画値の見直しを行う。

出典：浜松市子ども・若者支援プラン（平成27年3月）

(表6) 福祉関係事業費の推移と将来見通し

(単位：百万円)

		H25 決算	H26 決算	H27 最終	H28 当初	H37 見込	増減 (H37-H28)
事業費計		50,925	53,982	60,180	57,986	66,572	8,586
財 源 内 訳	国庫支出金	14,818	17,066	20,160	18,011	19,159	1,149
	県支出金	5,791	5,796	6,520	6,457	7,920	1,463
	地方債	439	346	893	365	3	△362
	その他	1,144	1,094	1,009	1,116	971	△146
	一般財源	28,733	29,681	31,598	32,037	38,519	6,483

出典：浜松市行政経営諮問会議第7回審議会資料



(表 7) 子育て関係事業費の推移と将来見通し

(単位：百万円)

		H25 決算	H26 決算	H27 当初	H28 当初	H37 見込	増減 (H37-H28)
事業費計		35,447	37,756	38,119	39,896	39,034	△862
財源内訳	国庫支出金	13,040	13,918	14,185	15,949	14,066	△1,883
	県支出金	3,091	2,985	4,896	4,029	4,284	255
	地方債	66	76	0	204	0	△204
	その他	2,328	2,421	2,151	2,164	2,634	470
	一般財源	16,922	18,356	16,887	17,550	18,050	500

出典：浜松市行政経営諮問会議第7回審議会資料



浜松市行政経営諮問会議

〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2

電話 053-457-2897、ファックス 050-3730-1867

Eメール [shimonkaigi@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:shimonkaigi@city.hamamatsu.shizuoka.jp)